

生活衛生同業組合の
みまもり隊

経営のお悩み
ご相談ください

生活衛生改善貸付

- 迅速な対応!
- 無担保でOK!
- 保証人不要です!
- 運転資金も長期返済!
- 金利 1.16%

お借入金額

最高
2,000万円

ご融資期間

最長
10年(設備資金)
7年(運転資金)

お使いみち

経営改善のために必要な
設備資金
運転資金

東日本大震災の罹災証明のある方は1,000万円までは当初3年間上記金利からさらに**0.9%引き下げ!**
従業員の雇用維持や増員計画がある場合には設備資金の金利はさらに引き下げられます!
※利率は金融情勢によって変動します。上記金利は平成29年1月16日現在です。

送迎車も
OKです

借入金額 300万円 100回払い 元金均等払 無担保・無保証人の場合			
	金利	総返済額	(うち利息額)
〇〇銀行ローン	2.8%	3,353,475円	353,475円
生活衛生改善貸付	1.16%	3,146,425円	146,425円
衛経(罹災証明あり)	0.26% 当初3年間	3,079,616円	79,616円

運転資金もOK!! 早めのご相談を!

※くわしくは、生活衛生同業組合
または生活衛生営業指導センターに
お気軽にご相談ください。

[ご利用いただける方]

生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導(原則6ヶ月以上)に基づいて、生活衛生同業組合長の推薦を受けた方で、かつ次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること。
 - 2 常時使用する従業員が5人(旅館業、興行場営業の場合は20人)以下の法人または個人であること。※家族従業員、パート等を除く
 - 3 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。
 - 4 所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます。)を原則として完納していること。
- ※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないこともあります。

お申込みお問い合わせは

(公財)福島県生活衛生営業指導センター

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 7F

☎(024)525-4085 Fax(024)525-4086

<http://www.seiei.or.jp/fukusima/>

くわしくは、お問い合わせください



生活衛生同業組合員の方限定
金利・融資条件が有利です！！

担保や保証人がいない低金利
の融資制度

融資の種類 お使いみち	一般貸付	振興事業貸付	生活衛生改善貸付 (衛経)
	<対象者> 生活衛生関係営業を営む方	<対象者> 生活衛生同業組合の組合員の方	<対象者> 小規模事業者であって、生活衛生同業組合などから経営指導を受けている方
新たに事業を始めたい	○	○	—
お店を改装したい お店を増設したい	○	○	○
営業に必要な機械・設備 営業車を購入したい	○	○	○
経営基盤の強化を図るために 運転資金を利用したい	—	○	○

業種	ご融資額				
	設備資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 理容業 美容業 冰雪販売業 その他公衆浴場業(一般貸付に限る)	7,200万円以内	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内	全業種 2,000万円以内 + 別枠1,000万円以内 東日本大震災に伴う 制度の拡大措置で、 当初3年間の金利が さらに優遇されます。 ※罹災証明必須	
一般公衆浴場業					
旅館業	4億円以内	7億2,000万円以内			
興行場営業 サウナ営業(一般貸付に限る)	2億円以内	7億2,000万円以内			
クリーニング業 (注・取次所の場合別条件あり)	1億2,000万円以内	3億円以内			

ご返済期間(うち据置期間)	13年以内 (1年以内、返済期間が7年超の場合は2年以内)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	7年以内 (1年以内)
	一般公衆浴場業 30年以内				

保証人・担保	ご希望を伺いながらご相談させていただきます	無担保・無保証人
--------	-----------------------	----------

ご利用いただける方	原則として県知事(生活衛生営業指導センター)の「推せん書」が必要ですが(借入申込額500万円以下の場合不要)。	生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」が必要です。生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な金利を通常適用金利に変更させていただくことがあります。	6ヶ月以上にわたって経営指導を受け、生活衛生同業組合の長の推薦を受けた方。最近1年以上、同一地区で同一事業を営業。常時使用する従業員数が5人(旅館業、興行場営業20人)以下の会社または個人。
	※営業許可等を受けている(一般貸付はこれから受ける)生活衛生営業であること。所得税、法人税、事業税又は市県民税等を完納していること。		